

大西

(1) 山脇、岡田様にお知らせ。その彼又電話いれ。

(2) 山脇君

山脇

知一教職員任免規則第四章第十八条第二項の表にはない
四十一年以後にはない(人事のキリウに)

今(45)年六月 25日 山脇君に
明セテ
御返事願います
ふんあいにまかせ

高田

○ 山脇君は是非復帰せよ。これは高橋七人の相違

○ 高橋の如くいと言いつて今電 話ありま

○ 高橋の任免規則はある。したがらさかす。

○ 高橋の任免規則は、山脇君に同じ。

○ 高橋七人は、人事課の主任に電話して。